随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小 嶋 正 道 塚 本 克 彦

第2 監査の種類

保管現金等 (現金取扱事務) に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

令和2年10月13日

2 監査の対象とした部課

会計課

子育て健康部 健康推進課

市民協働部 市民課(市民情報サービスセンター)

3 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則(以下「規則」という。)に基づき、 出納員及び現金取扱員による収納金の取扱い及び現金の保管が適正に行われているか を主眼とし、以下の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等関係書類 との照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

- (1) 規則第8条による、収納金出納簿は整備されているか。
- (2) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等 の点検を行っているか。
- (3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (4) 出納金・釣銭は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (5) 現物は、現金出納簿、出納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (6) 現金取扱員が、現金を取り扱っているか。
- (7) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿等により保管及び使用状況を把握する など適切に管理しているか。

第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに前記着眼点に沿って監査を実施しましたので、その結果を 報告します。

1 会計課

令和2年10月13日午後1時30分から、会計管理者立会いのもと監査を実施しました。

会計課にある窓口用つり銭は、施錠できる金庫内に適正に保管されており、保管現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、みよし市つり銭等取扱要領(以下「要領」という。)第5条に規定する現金出納簿の金額と一致していました。窓口で受けた現金について、規則第8条に規定する収納金出納簿に記載し管理されていました。

また、現金に準ずるものとして、愛知県収入証紙の確認をしたところ、当日の在庫数は受払簿の残数と一致していました。愛知県収入証紙は愛知県より県証紙売払について委託されており、会計管理者が施錠できる場所に適正に管理されていました。

2 子育て健康部 健康推進課

令和2年10月13日午後2時25分から、健康推進課長及び主事立会いのもと監査を実施しました。

各種検診のつり銭は、施錠のできる場所に適正に保管されており、保管現金を確認 した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。

監査当日は、要領第5条に規定する現金出納簿及び規則第8条に規定する収納金出納簿の10月分が整備されていませんでした。

3 市民協働部 市民課(市民情報サービスセンター)

令和2年10月13日午後2時55分から、市民情報サービスセンター所長及び主任主査立会いのもと監査を実施しました。

納税・手数料のつり銭は、施錠のできる場所に適正に管理されており、レジ内の現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。

市民情報サービスセンター内にあるコピー機のつり銭は、施錠できるコピー機内に保管されており、保管現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、要領第5条に規定するコピー代出納月計簿の金額と一致していました。

また、現金に準ずるものとして、切手の確認をしたところ当日の在庫数は、受払簿の残数と一致していました。切手は、所長が施錠できる場所に適正に管理されていました。

第5 まとめ

各監査対象課における現金取扱事務は、みよし市予算決算会計規則、みよし市出納員及 び現金取扱員に関する規則、みよし市つり銭等取扱要領等に基づいて概ね適正に処理され ていると認められました。

しかしながら、出納員又は現金取扱員は、現金出納簿を備え、毎日の現金残高を金種ごとに記録しなければならないとされているが、一部の課で月末に1か月分をまとめて作成しており、適正な管理がなされていませんでした。今後、要領に沿って事務手続きが適正に行われるようお願いします。

なお、監査当日各課で不備が見られた事項については、後日、監査委員事務局職員が確認したところすべて是正されていました。